

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月29日

【計算期間】 第22期中（自 2025年9月2日 至 2026年3月1日）

【ファンド名】 ありがとうファンド

【発行者名】 ありがとう投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 長谷 俊介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内神田二丁目 1 5 番 9 号 The Kanda 282 3F

【事務連絡者氏名】 武川 静香

【連絡場所】 東京都千代田区内神田二丁目 1 5 番 9 号 The Kanda 282 3F

【電話番号】 03-5295-8030

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

## (1)【投資状況】

(2026年3月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	152,429,144	0.53
内 日本	152,429,144	0.53
投資信託受益証券	5,875,110,429	20.34
内 米国	5,875,110,429	20.34
投資信託受益証券	2,141,513,501	7.41
内 アイルランド	2,141,513,501	7.41
投資証券	11,696,732,765	40.50
内 ルクセンブルグ	11,696,732,765	40.50
投資証券	8,805,483,399	30.49
内 アイルランド	8,805,483,399	30.49
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	210,902,765	0.73
純資産総額	28,882,172,003	100

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2026年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2004年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (2005年8月31日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (2006年8月31日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (2007年8月31日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (2008年9月1日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (2009年8月31日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (2010年8月31日)	6,850,562,504	-	0.8014	-
第7期 (2011年8月31日)	7,105,766,275	-	0.7940	-
第8期 (2012年8月31日)	7,681,193,769	-	0.8146	-
第9期 (2013年9月2日)	10,261,182,154	-	1.1647	-

第10期 (2014年9月1日)	10,825,245,072	-	1.3818	-
第11期 (2015年8月31日)	11,337,364,919	-	1.5772	-
第12期 (2016年8月31日)	10,667,264,385	-	1.4686	-
第13期 (2017年8月31日)	12,385,467,150	-	1.7859	-
第14期 (2018年8月31日)	13,092,322,481	-	1.8975	-
第15期 (2019年9月2日)	12,156,599,972	-	1.7417	-
第16期 (2020年8月31日)	14,087,578,044	-	2.0964	-
第17期 (2021年8月31日)	18,521,123,080	-	2.8089	-
第18期 (2022年8月31日)	17,037,405,210	-	2.5394	-
第19期 (2023年8月31日)	19,918,992,961	-	2.9732	-
第20期 (2024年9月2日)	23,113,160,567	-	3.5084	-
第21期 (2025年9月1日)	25,825,104,200	-	3.9418	-
2025年 3月末日	23,461,562,229	-	3.5829	-
4月末日	22,586,701,889	-	3.4425	-
5月末日	23,957,997,944	-	3.6525	-
6月末日	24,790,251,500	-	3.7834	-
7月末日	25,695,180,556	-	3.9214	-
8月末日	25,794,030,593	-	3.9377	-
9月末日	26,983,018,960	-	4.1178	-
10月末日	28,751,488,089	-	4.3850	-
11月末日	29,265,182,632	-	4.4704	-
12月末日	29,729,081,750	-	4.5608	-
2026年 1月末日	31,094,486,432	-	4.7712	-
2月末日	31,670,410,487	-	4.8559	-
3月末日	28,882,172,003	-	4.4430	-

## 【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円
第9期	0.0000円
第10期	0.0000円
第11期	0.0000円
第12期	0.0000円

第13期	0.0000円
第14期	0.0000円
第15期	0.0000円
第16期	0.0000円
第17期	0.0000円
第18期	0.0000円
第19期	0.0000円
第20期	0.0000円
第21期	0.0000円

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	20.55%
第5期	11.88%
第6期	9.73%
第7期	0.92%
第8期	2.59%
第9期	42.98%
第10期	18.64%
第11期	14.14%
第12期	6.89%
第13期	21.61%
第14期	6.25%
第15期	8.21%
第16期	20.36%
第17期	33.99%
第18期	9.59%
第19期	17.08%
第20期	18.00%
第21期	12.35%
第22期（中間期）	23.18%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

## 2 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352

第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期	892,772,939	413,342,754	9,428,896,245
第9期	664,937,811	1,283,556,656	8,810,277,400
第10期	655,017,446	1,631,416,206	7,833,878,640
第11期	541,857,299	1,187,638,309	7,188,097,630
第12期	545,876,331	470,253,591	7,263,720,370
第13期	447,350,325	776,115,911	6,934,954,784
第14期	400,547,680	435,699,335	6,899,803,129
第15期	430,393,691	350,433,686	6,979,763,134
第16期	430,227,449	690,087,454	6,719,903,129
第17期	382,702,890	508,762,244	6,593,843,775
第18期	400,566,392	285,235,715	6,709,174,452
第19期	329,847,915	339,431,770	6,699,590,597
第20期	308,649,689	420,357,331	6,587,882,955
第21期	301,601,683	337,837,663	6,551,646,975
第22期（中間期）	147,674,699	178,879,952	6,520,441,722

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### 3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年9月2日から2026年3月1日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

## ありがとうファンド

## （１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第21期計算期間末 2025年9月1日現在 金 額（円）	第22期中間計算期間末 2026年3月1日現在 金 額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		17,964,408	29,515,959
金銭信託		311,166	441,378
コール・ローン		313,000,000	415,000,000
投資信託受益証券		4,412,830,856	9,104,076,420
投資証券		21,199,366,626	22,263,627,144
未収利息		-	13,642
流動資産合計		25,943,473,056	31,812,674,543
資産合計		25,943,473,056	31,812,674,543
負債の部			
流動負債			
未払解約金		4,266,084	17,183,807
未払受託者報酬		10,730,929	11,985,888
未払委託者報酬		103,371,843	122,658,951
流動負債合計		118,368,856	151,828,646
負債合計		118,368,856	151,828,646
純資産の部			
元本等			
元本		6,551,646,975	6,520,441,722
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		19,273,457,225	25,140,404,175
（分配準備積立金）		14,977,269,203	14,572,723,557
元本等合計		25,825,104,200	31,660,845,897
純資産合計		25,825,104,200	31,660,845,897
負債・純資産合計		25,943,473,056	31,812,674,543

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第21期中間計算期間 自 2024年9月3日 至 2025年3月2日 金 額（円）	第22期中間計算期間 自 2025年9月2日 至 2026年3月1日 金 額（円）
営業収益			
受取利息		159,727	564,806
有価証券売買等損益		680,701,977	4,878,554,371
為替差損益		356,734,974	1,231,061,101
その他収益		1,670,229	26,040
営業収益合計		1,039,266,907	6,110,206,318
営業費用			
受託者報酬		10,685,655	11,985,888
委託者報酬		103,009,175	122,658,951
その他費用		756,036	905,470
営業費用合計		114,450,866	135,550,309
営業利益又は営業損失（ ）		924,816,041	5,974,656,009
経常利益又は経常損失（ ）		924,816,041	5,974,656,009
中間純利益又は中間純損失（ ）		924,816,041	5,974,656,009
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		42,173,512	88,213,274
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		16,525,277,612	19,273,457,225
剰余金増加額又は欠損金減少額		398,809,253	507,347,184
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		398,809,253	507,347,184
剰余金減少額又は欠損金増加額		524,018,418	526,842,969
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		524,018,418	526,842,969
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		17,282,710,976	25,140,404,175

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第22期中間計算期間 自 2025年9月2日 至 2026年3月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券  移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所に上場されているものは、当該取引所における最終相場で評価しております。金融商品取引所に上場されていないものについては、運用会社等が公表する基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第21期計算期間末 2025年9月1日現在	第22期中間計算期間末 2026年3月1日現在
1. 期首元本額	6,587,882,955円	6,551,646,975円
期中追加設定元本額	301,601,683円	147,674,699円
期中一部解約元本額	337,837,663円	178,879,952円
2. 受益権の総数	6,551,646,975口	6,520,441,722口

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第21期中間計算期間 自 2024年9月3日 至 2025年3月2日	第22期中間計算期間 自 2025年9月2日 至 2026年3月1日
	該当事項はありません。	同左

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第21期計算期間末 2025年9月1日現在	第22期中間計算期間末 2026年3月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （デリバティブ取引に関する注記）

第21期計算期間末 2025年9月1日現在	第22期中間計算期間末 2026年3月1日現在
該当事項はありません。	同左

## （1口当たり情報）

	第21期計算期間末 2025年9月1日現在	第22期中間計算期間末 2026年3月1日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.9418円 (39,418円)	4.8556円 (48,556円)

## 4【委託会社等の概況】

## (1)【資本金の額】

(2026年3月末現在)

資本金の額	265,000千円
発行可能株式総数	40,000株
発行済株式総数	26,500株

最近5年間における資本金の額の増減  
該当事項はありません。

## (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

委託会社が運用の指図及び受益証券の直接募集する証券投資信託は2026年3月末現在、以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額（円）
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	28,882,172,003円

## (3)【その他】

## 訴訟事件その他の重要事項

提出日前6か月以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第22期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表ならびに第23期事業年度に係る中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	340,501	386,393
直販顧客分別金信託	20,000	20,000
前払費用	753	724
未収委託者報酬	16,541	15,532
未収入金	-	550
流動資産合計	377,796	423,200
固定資産		
有形固定資産	1	
器具備品	1,837	975
その他	98	49
有形固定資産合計	1,935	1,025
無形固定資産		
ソフトウェア	6,921	7,144
無形固定資産合計	6,921	7,144
投資その他の資産		
預託金	8	11
繰延税金資産	1,950	2,270
投資その他の資産合計	1,959	2,281
固定資産合計	10,816	10,451
資産合計	388,612	433,652
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	1,600	5,605
預り金	981	826
未払金	34,509	22,536
未払費用	3,419	4,301
未払法人税等	12,207	16,328
未払消費税等	3,257	5,691
賞与引当金	1,860	2,330
流動負債合計	57,836	57,618
固定負債		
退職給付引当金	1,750	2,090
固定負債合計	1,750	2,090
負債合計	59,586	59,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,000	265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	64,026	108,943
利益剰余金合計	64,026	108,943
株主資本合計	329,026	373,943
純資産合計	329,026	373,943
負債・純資産合計	388,612	433,652

## (2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
営業収益		
委託者報酬	156,394	185,989
営業収益合計	156,394	185,989
営業費用		
支払手数料	31,453	34,756
広告宣伝費	1,816	2,702
委託計算費	5,820	5,980
営業雑経費	4,905	5,295
通信費	2,653	2,666
印刷費	1,424	1,749
諸会費	827	879
営業費用合計	43,995	48,734
一般管理費		
給料	40,990	52,227
役員報酬	13,229	21,260
給与手当	17,746	19,198
賞与	4,980	6,190
法定福利費	5,034	5,578
賞与引当金繰入額	1,860	2,330
交際費	1,292	847
旅費交通費	1,798	1,590
租税公課	2,573	2,953
不動産賃借料	3,898	3,898
水道光熱費	221	254
退職給付費用	1,936	1,828
固定資産減価償却費	2,717	3,232
事務用品費	134	109
消耗品費	371	106
その他	1,305	489
一般管理費合計	59,099	69,868
営業利益	53,299	67,386
営業外収益		
受取利息	0	63
受取奨励金	3,700	550
その他営業外収益	16	67
営業外収益合計	3,716	681
営業外費用		
その他営業外費用	45	59
営業外費用合計	45	59
経常利益	56,970	68,008
税引前当期純利益	56,970	68,008
法人税、住民税及び事業税	17,109	23,411
法人税等調整額	320	319
法人税等合計	16,788	23,091
当期純利益	40,181	44,917

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	23,844	23,844	288,844	288,844
当期変動額					
当期純利益		40,181	40,181	40,181	40,181
当期変動額合計	-	40,181	40,181	40,181	40,181
当期末残高	265,000	64,026	64,026	329,026	329,026

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	64,026	64,026	329,026	329,026
当期変動額					
当期純利益		44,917	44,917	44,917	44,917
当期変動額合計	-	44,917	44,917	44,917	44,917
当期末残高	265,000	108,943	108,943	373,943	373,943

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 固定資産の減価償却の方法

## 有形固定資産

器具備品：定率法によっております。

主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 4～10年

## 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

## 2. 引当金の計上基準

## 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

## 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

## 3. 収益及び費用の計上基準

## 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に対する一定割合として収益を認識しております。

## (重要な会計上の見積り)

## 1 繰延税金資産の回収可能性について

## (1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	1,950千円	2,270千円

## (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
器具備品	8,504千円	9,365千円
その他	49千円	98千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株			26,500株

## 2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株			26,500株

## 2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。  
 自社投資信託以外の他の金融商品への投資は行わない方針です。  
 資金調達については、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

## (2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金は、流動性リスクに晒されております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

## 前事業年度(2024年3月31日)

現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## 当事業年度(2025年3月31日)

現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収入金及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## (注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	340,501	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	16,541	-	-
合計	377,042	-	-

## 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	386,393	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	15,532	-	-
未収入金	550	-	-
合計	422,476	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項  
該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
退職給付引当金の期首残高	1,480千円	1,750千円
退職給付費用	430千円	340千円
退職給付の支払額	160千円	-千円
退職給付引当金の期末残高	1,750千円	2,090千円

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	1,750千円	2,090千円
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	1,750千円	2,090千円
退職給付引当金	1,750千円	2,090千円
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	1,750千円	2,090千円

## (3)退職給付費用

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	430千円	340千円

## 3. 確定拠出制度

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,506千円	1,488千円

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
	千円	千円
繰延税金資産		
未払事業税	845	898
減価償却超過額	0	0
賞与引当金	569	713
退職給付引当金	535	658
繰延税金資産小計	1,950	2,270
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,950	2,270
繰延税金資産の純額	1,950	2,270

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
留保金課税	-	3.52%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.21%
住民税均等割	-	0.43%
その他	-	0.83%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	33.95%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	前事業年度 自 2023年 4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年 4月1日 至 2025年3月31日
委託者報酬	156,394	185,989

営業収益	156,394	185,989
------	---------	---------

## (セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## (1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	12,416円08銭	14,111円07銭
1株当たり当期純利益	1,516円28銭	1,694円99銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	40,181千円	44,917千円
普通株主に帰属しない金額(千円)	- 千円	- 千円
普通株式に係る当期純利益(千円)	40,181千円	44,917千円
期中平均株式数(株)	26,500株	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		第23期中間会計期間末 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		428,042
直販顧客分別金信託		20,000
前払費用		2,445
未収委託者報酬		17,990
流動資産合計		468,478
固定資産		
有形固定資産	1	
器具備品		782
その他		24
有形固定資産合計		807
無形固定資産		
ソフトウェア		6,146
無形固定資産合計		6,146
投資その他の資産		
預託金		11
繰延税金資産		2,325
投資その他の資産合計		2,336
固定資産合計		9,290
資産合計		477,768
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		305
預り金		494
未払金		53,486
未払費用		4,321
未払法人税等		12,457
未払消費税等		3,666
賞与引当金		2,560
流動負債合計		77,290
固定負債		
退職給付引当金		2,270
固定負債合計		2,270
負債合計		79,560
純資産の部		
株主資本		
資本金		265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		133,208
利益剰余金合計		133,208
株主資本合計		398,208
純資産合計		398,208
負債・純資産合計		477,768

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第23期中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
営業収益		
委託者報酬		96,208
営業収益合計		96,208
営業費用		25,273
一般管理費	1	35,793
営業利益		35,142
営業外収益		168
営業外費用		31
経常利益		35,279
税引前中間純利益		35,279
法人税、住民税及び事業税		11,069
法人税等調整額		54
法人税等合計		11,014
中間純利益		24,264

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	108,943	108,943	373,943	373,943
当中間期変動額					
中間純利益		24,264	24,264	24,264	24,264
当中間期変動額合計	-	24,264	24,264	24,264	24,264
当中間期末残高	265,000	133,208	133,208	398,208	398,208

## 注記事項

(重要な会計方針)	第23期中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年 9月30日
1固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 4～10年 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっています。
2引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に 基づく賞与支給見込額を計上しております。  退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における 退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算して おります。
3収益及び費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の 純資産総額に対する一定割合として収益を認識しております。
4その他中間財務諸表作成のた めの基礎となる事項	消費税等の会計処理について 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消 費税等」として表示しております。

## (中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末(2025年9月30日現在)	
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
器具備品	9,558千円
その他	123千円

## (中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	218千円
無形固定資産	998千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会 計期間増 加株式数	当中間会 計期間減 少株式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500株	-	-	26,500株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
該当事項はありません。				

## (リース取引)

第23期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)  
該当事項はありません。

## (金融商品関係)

第23期中間会計期間末(2025年9月30日現在)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第23期中間会計期間末(2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引)

第23期中間会計期間末(2025年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2025年 4月1日 至 2025年9月30日)
委託者報酬	96,208
営業収益	96,208

## (セグメント情報等)

第23期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

## 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第23期中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	
1株当たり純資産額	15,026円72銭
1株当たり中間純利益	915円64銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	24,264千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る中間純利益	24,264千円
期中平均株式数	26,500株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月4日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

### イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年12月23日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年5月19日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

## イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの2025年9月2日から2026年3月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとうファンドの2026年3月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月2日から2026年3月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ありがとう投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。